

所掌事項

宮古市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第2条の規定により地域密着型サービス等の適正な運営を確保することについて審議すること。

設置根拠

宮古市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

設置年月日

H18. 3. 31

委員定数

20人以内

委員任期

3年

現任委員発令日

R6. 10. 1

現任委員任期満了日

R9. 9. 30

担当課

保健福祉部介護保険課

TEL : 0193-62-2111 内線 1420

FAX : 0193-62-7422

E-mail : kaigo@city.miyako.iwate.jp

備考